

## ○狛江市福祉基本条例施行規則（抄）

平成6年9月6日規則第30号

## （委員会の構成）

第21条 条例第32条に規定する市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる委員19人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| （1） 公募による市民                      | 5人以内 |
| （2） 高齢者，障がい者，児童，社会福祉等の施設，団体等の関係者 | 4人以内 |
| （3） 保健・医療関係者                     | 3人以内 |
| （4） 学識経験者                        | 4人以内 |
| （5） 教育長又は教育長を代理する者               | 1人   |
| （6） 市職員                          | 2人   |

2 委員会には、前項の委員のほか、必要に応じて2人以内の特別委員を置くことができる。

## （委員の任期）

第22条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 特別委員の任期は、3年以内とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、補欠の委員と合わせて補充の委員を委嘱又は任命する場合は、当該補欠の委員の任期と合わせるものとする。

4 前条第1項各号の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなった場合、委員の資格を失うものとする。ただし、新たな委員が選出されるまでの間は委員として在任できるものとする。

## （委員長及び副委員長）

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## （委員会の招集）

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。